

入札説明書

沖縄県が発注する業務用自動車の賃貸借契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 契約方法 一般競争入札とする。
- (2) 件名 業務用自動車の賃貸借契約
- (3) 契約内容 仕様書による。
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（48ヶ月）
- (5) 納入先 仕様書による。

2 入札方法等

- (1) 入札書は、「入札書（第4号様式）」を使用すること。
- (2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
 - イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
 - ウ 代理人が入札する場合は、「委任状（第5号様式）」を提出しなければならない。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (4) 落札決定に当たっては、「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を「入札書」に記載すること。

3 入札保証金に関する事項

入札公告「8(1) 入札保証金」による。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年2月20日（木曜日）午前10時30分
- (2) 場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階第5会議室

5 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない入札及び入札書に代理人の署名または記名押印いずれかない入札

6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の辞退等

都合により入札を辞退する場合には、入札日時の前までに入札辞退届（第6号様式）を郵送又は持参により提出すること。

8 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上に相当する額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、同規則第101条第2項の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

9 その他

- (1) 本入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、本契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の一部又は全部を解除する。
- (2) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加資格の申請等に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (4) 入札に係る説明会は実施しない。
- (5) 最低制限価格は設定しない。
- (6) 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなくてはならない。